

申告期間
3/16月
まで

市・府民税の申告 所得税の確定申告

税の申告を次のとおり受け付けます。会場・日時などを確認のうえ、期間内に申告してください。
申告期間前半は窓口が混雑しますので、あらかじめご了承ください。

問合せ

- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（作成コーナーの使い方など） ☎ 0570 (01) 5901 へ
- マイナンバー総合フリーダイヤル（ICカードリーダーの設定など） ☎ 0120 (95) 0178 へ
- 吹田税務署 ☎ 06 (6330) 3911 へ

申告の受付会場・期間

| 区分 | 会場 | 期間（土・日曜日・祝日を除く） |
|---|--|--|
| 市・府民税の申告 | 市役所 1階ロビー | 2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時～12時・午後1時～5時 |
| 所得税の確定申告 <small>※混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。 ※大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。</small> | 吹田税務署 (吹田市片山町3-16-22) ※3月18日(水)まで税務署駐車場は閉鎖 | 2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時 ※2月24日(休)・3月1日(日)は実施。 ※確定申告期間以外は、通常窓口での対応です。 |
| | コミュニティプラザ 3階 (南千里丘5-35) | 2月10日(月)・12日(水) 午前9時半～午後3時 ※被災した場合の雑損控除の相談もできます。 ※相続税・贈与税・譲渡所得税などの相談は行っていません。 |

ふるさと納税をした人へ

寄附先自治体にふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出した人で、給与所得以外に所得がある場合や寄附先の自治体数が5団体を超えた場合などは、ワンストップ特例申請書は無効となり、確定申告または市・府民税申告が必要となります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人が、確定申告書を提出した場合には、ワンストップ特例の適用がなくなります。このため、確定申告書を提出する場合は、ワンストップ特例を申請した寄附金についても併せて申告する必要がありますのでご注意ください。

問合せ 市民税課市民税係へ

税務署へ提出する申告書には マイナンバー（個人番号）の記載が必要

申告手続きには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

●マイナンバーカードを持っている人

マイナンバーカードがあれば、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要になります。

●マイナンバーカードを持っていない人

次の2点が必要です。
▽番号確認書類 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（いずれもマイナンバーの記載のあるものに限る）などのうちいずれか1つ
▽身元確認書類 運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

市・府民税の申告

市・府民税の申告の受け付けを右ページ表のとおり行います（郵送も可能です）。

郵送先・問合せ 〒566-18555
(住所不要) 摂津市役所・市民税課市民税係

■申告が必要な人

- ▼令和2年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
- ・前年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ・給与所得者（パート・アルバイトを含む）で勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がない人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円以下の人
- ・前年中に会社を退職した人

▼令和2年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・店舗などを持っている人

※国民健康保険料・介護保険料などの算定資料および諸証明の資料になりますので、前年中に所得がなかった人も申告が必要です。

■申告が必要でない人

▼令和元年分の所得税の確定申告を

する人

▼給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人

▼公的年金収入のみで、各種所得控除を受けない人

※年末調整未済の源泉徴収票を持っている場合や2力所以上から給与の支払いを受けている場合、営業や不動産の収入がある場合は、市・府民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になることがあります。

■申告に必要なもの

▼前年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）

▼各種所得控除を受ける人は、前年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、小規模企業共済などの証明書（領収書）、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書、身体・精神障害者手帳、療育手帳、学生証などの控除に係る事項を証明するもの

▼印鑑

▼本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類）

※代理人の場合は、代理人自身の身分確認書類・委任状に加えて、申請者本人の番号確認書類の写しが必要
▼被扶養者・専従者の番号確認書類の写し

障害者控除対象者 認定書の発行

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護（要支援）認定を受けている65歳以上で手帳の交付と同程度の障害がある人には、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

同認定書は、市・府民税や所得税において障害者控除の適用を受けるために必要となります。希望者は印鑑を持参して、市役所1階・高齢介護課で手続きをしてください。
※認定書の発行には2週間程度かかります。

問合せ 高齢介護課介護保険係へ

所得税の確定申告

所得税の確定申告の相談・申告書などの受け付けを右ページ表のとおり行います。

会場は混雑するため、申告書などの提出は電子申告（スマホ申告・パソコン申告）をお勧めします。
問合せ 吹田税務署 ☎ 06 (6330) 3911 へ

■申告書作成・送信は 国税庁HPから

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で申告書などが作成でき、電子申告（スマホ申告・パソコン申告）をすることができます。なお、還付申告をする場合は2月14日(金)以前でも提出できます。

■医療費控除を受ける人へ

医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります。希望者は印鑑を持参して、税務署から求められたときは提出が必要です。

※平成29年分からは令和元年分までの確定申告については、医療費の添付または提示によることもできます。

■消費税確定申告の 区分経理について

軽減税率制度の実施に伴い、消費税などの税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となりますので、消費税などの申告を行うためには、税率ごとの区分経理を行う必要があります。